

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通 関			第6章 通 関		
第3節 一般輸入通関			第3節 一般輸入通関		
<p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)~(4) (省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p> <p>別表第2</p>			<p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>別表第1 (同左)</p> <p>別表第2</p>		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等
イ～ト (省略)	(省略)	(省略)	イ～ト (同左)	(同左)	(同左)
<u>チ. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</u>	<u>第55条《製造等の禁止》</u>	<u>輸入物品が石棉障害防止規則第46条の2第1項の規定及び告示に規定する珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品である場合には、分析結果報告書の写し及びその添付書類の写し</u>			